

序編 環境影響評価書作成までの経緯

序編 環境影響評価書作成までの経緯

1 環境影響評価書について

本書は、長野県環境影響評価条例（平成10年3月、長野県条例第12号）に基づき、令和4年3月に知事に提出した「F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業）に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）の内容について、住民等の意見及び知事の意見等、並びに事業計画の進捗による変更の内容を踏まえて検討を加え、長野県環境影響評価条例に基づき、「F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）をとりまとめたものである。

2 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。また、環境影響評価の手続きの流れは、図-1に示すとおりである。

配慮書の縦覧は、平成29年2月1日から2月28日までの1ヶ月間行われた。住民等から3件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は平成29年3月15日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は平成29年3月31日付けで事業者へ通知された。

方法書（再実施前）の縦覧は、平成29年11月1日から11月30日までの1ヶ月間行われた。住民等から3件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は平成30年1月10日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は平成30年3月20日付けで事業者へ通知された。

その後、事業者の変更に伴い対象事業の引継ぎを行い、令和2年1月24日に事業継承について公告された。これに伴い、地域住民のご要望や上記手続きで頂いたご意見を踏まえ、計画地範囲の見直しを行った。その結果、計画地面積は方法書（再実施前）の約66haから約58haに減少したものの、新たに計画地となる部分の面積（約9ha）が、再実施前の計画地面積（約66ha）の10%以上の増加となるため、長野県環境影響評価条例第23条に基づき方法書の再実施を行うこととなった。

方法書（再実施）の縦覧は、令和2年9月10日から10月9日までの1ヶ月間行われた。住民等から1件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は令和2年11月17日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は令和3年1月28日付けで事業者へ通知された。

その後、方法書（再実施）に対するご意見や事業計画の進捗を踏まえ、計画地面積、土地利用計画、造成計画、雨水排水計画等を一部変更するとともに、ご意見を踏まえ、環境影響評価の項目・手法を見直した上で環境影響評価を行い、準備書を作成した。

準備書の縦覧は、令和4年3月9日から4月8日までの1ヶ月間で行われた。住民等から2件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は令和4年5月31日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は令和4年9月7日付けで事業者へ通知された。

その後、準備書に対するご意見や事業計画の進捗を踏まえ、土地利用計画、造成計画、雨水排水計画等を一部変更するとともに、ご意見を踏まえ、環境保全措置の追加や記載内容の補足・修正等を行い、評価書を作成した。

表-1 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
配慮書提出	平成29年1月25日	事業者→知事
配慮書公告・縦覧	平成29年2月1日 ～2月28日	公告：2/1 縦覧：2/1～2/28 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地方事務所環境課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	平成29年2月1日 ～2月28日	意見書3件
長野県環境影響評価 技術委員会	平成29年2月16日 平成29年3月17日	2回
佐久市長意見	平成29年3月15日	
長野県知事意見	平成29年3月31日	
方法書（再実施前）提出	平成29年10月25日	事業者→知事
方法書（再実施前） 公告・縦覧	平成29年11月1日 ～11月30日	公告：11/1 縦覧：11/1～11/30 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地域振興局環境課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	平成29年11月1日 ～12月14日	意見書3件
長野県環境影響評価 技術委員会	平成29年11月16日 平成29年12月14日 平成30年1月17日	3回
佐久市長意見	平成30年1月10日	
長野県知事意見	平成30年3月20日	
方法書（再実施）提出	令和2年9月4日	事業者→知事
方法書（再実施） 公告・縦覧	令和2年9月10日 ～10月9日	公告：9/10 縦覧：9/10～10/9 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	令和2年9月10日 ～10月23日	意見書1件
長野県環境影響評価 技術委員会	令和2年9月14日 令和2年10月15日 令和2年12月21日	3回
佐久市長意見	令和2年11月17日	
長野県知事意見	令和3年1月28日	
準備書提出	令和4年3月2日	事業者→知事
準備書 公告・縦覧	令和4年3月9日 ～4月8日	公告：3/9 縦覧：3/9～4/8 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	令和4年3月9日 ～4月22日	意見書2件
長野県環境影響評価 技術委員会	令和4年3月16日 令和4年4月22日 令和4年6月15日 令和4年7月15日	4回
佐久市長意見	令和4年5月31日	
長野県知事意見	令和4年9月7日	

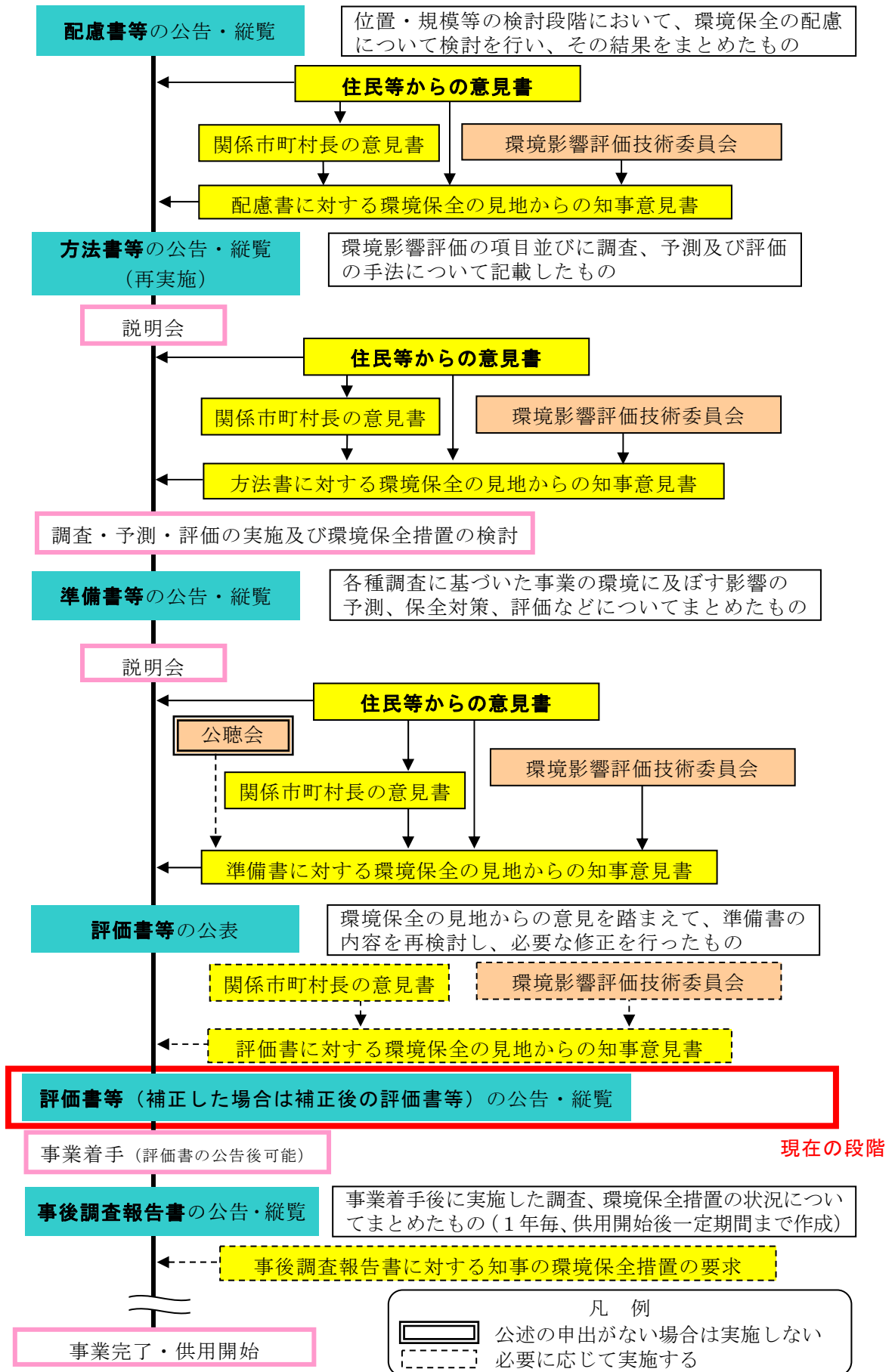


図-1 環境影響評価の手続きの流れ

3 準備書からの主な変更内容

準備書からの主な変更内容は、表-2(1)～(9)に示すとおりである。

表-2(1) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第1編 環境影響評価				
第1章 事業計画の概要				
	5.4 事業の実施予定期間	事業計画の進捗に伴い、本事業の実施予定期間を変更した。	p. 1. 1-11	p. 1. 1-11
5.5 事業の実施方法	(1) 土地利用計画	長野県知事意見(以下「知事意見」という。)を踏まえ、高速道路からの景観に配慮し、準備書においては施設用地としていた No. 1・No. 3 調整池北側について、「景観保全森林(樹林を残したうえ、下層がまばらなところに地域個体の低木を植栽し、遮へい効果を高めた部分)」を確保することとし、土地利用計画を一部変更した。	p. 1. 1-12～13	p. 1. 1-12～13
	(2) 造成計画	知事意見を踏まえ、盛土浸透試験結果を考慮した盛土締固めの方策、盛土斜面の安定性を確保する方策、調整池周りの地下水位等を考慮した調整池機能を確保する方策等について、設計施工や維持管理の面から具体的に追記した。 また、景観保全森林の確保等の造成計画の進捗に伴い、造成計画平面図・断面図及び立木伐採計画図を一部変更するとともに、切土・盛土量の計画を変更した。	p. 1. 1-14～20	p. 1. 1-14～21
	(3) 雨水排水計画	景観保全森林の確保等の造成計画の進捗や、調整池計画の進捗に伴い、調整池諸元を一部変更するとともに、調整池平面図・断面図を一部変更した。	p. 1. 1-22, 24～36	p. 1. 1-21～22, 24～36
	(4) 緑化計画	景観保全森林の緑化方針を追記した。	p. 1. 1-37	p. 1. 1-37
	(5) 施設計画	景観保全森林の確保に伴い、太陽光パネルの配置計画を一部変更した。	p. 1. 1-39	p. 1. 1-39
	(6) 発電事業の運営	知事意見を踏まえ、災害等による太陽光パネル等の破損を含む対応について、「災害等発生後の処理の流れ」を整理して追記した。	p. 1. 1-47	p. 1. 1-47 p. 資 1-131～132

表-2(2) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第1章 事業計画の概要(つづき)				
5.5 事業の 実施方法 (つづき)	(7) 工事計画 ② 主な工事内容 イ 伐採工事	知事意見を踏まえ、木くずチップの敷設は、植生回復を意図する造成緑地では行わない等の方針を追記した。また、根茎からの再生によりハリエンジュ等の外来種が広がることのないよう、事前に外来種の分を確認し、チップ化する樹種を選定する旨を追記した。 景観保全森林の確保や知事意見を踏まえ、チップ敷設面積を極力必要最小限となるよう変更した。	p. 1. 1- 53~54	p. 1. 1- 53~54
	オ 太陽光パネル 設置工事	事業計画の進捗に伴い、架台の杭の設置工事については、キャストイン工法(鋼管杭挿入後にモルタルを充填する工法)から回転圧入工法(スクリュー杭を直接打ち込む工法)を基本としたうえ、グラウンドスクリュー杭砕石置換工法を限定的に採用する計画に変更した。	p. 1. 1- 56~57	p. 1. 1- 56~57
	カ 送電線(地下 埋設) 工事	送電線の地下埋設工事で発生する残土や廃棄物の量やその再利用を含む処理処分方法を追記した。	p. 1. 1- 58	p. 1. 1- 58
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価				
1 大気質 1.1 調査	(5) 調査結果 ④ 太陽光パネル 周辺の気温等 ア 風向	調査期間中の風向について、夜間17時~翌7時の風配図等を追加し、風向の状況を追記した。	p. 1. 4. 1- 19~20	p. 1. 4. 1- 19~20
	イ 気温等	調査期間中の気温について、旬別の整理結果を追加し、気温の状況を追記した。	p. 1. 4. 1- 21~22	p. 1. 4. 1- 21~22
1.2 予測及 び評価の結 果	(1) 工事用車両の 走行に伴い発生 する二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 及び粉じん ⑧ 評価結果	知事意見を踏まえ、計画地及びその周辺の大気質の現況が環境基準値等を大きく下回っている地域であるという認識を明記した上で、現況からの変化の程度を踏まえながら、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施し、事業による環境影響の低減に努めるという姿勢を示した。	p. 1. 4. 1- 50	p. 1. 4. 1- 51
	(2) 建設機械の稼働 に伴い発生する 二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質 ⑧ 評価結果		p. 1. 4. 1- 69	p. 1. 4. 1- 70
	(3) 建設機械の稼働 に伴い発生する 粉じん ⑧ 評価結果		p. 1. 4. 1- 76	p. 1. 4. 1- 77

表-2(3) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
2 騒音 2.2 予測及び評価の結果	(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 ⑧評価結果	知事意見を踏まえ、計画地及びその周辺の騒音の現況が環境基準値等を大きく下回っている地域であるという認識を明記した上で、現況からの変化の程度を踏まえながら、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施し、事業による環境影響の低減に努めるといった姿勢を示した。	p. 1. 4. 2-16	p. 1. 4. 2-16
	(2) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 ⑧評価結果		p. 1. 4. 2-25	p. 1. 4. 2-25
	(3) パワーコンディショナ等の稼働に伴う騒音 ③予測方法	パワーコンディショナ等の音源条件について、事業計画の進捗に伴い、二次変圧器（1台設置）のパワーレベルが準備書時の51dB程度から評価書時に76dB程度となったが、最も近い敷地境界まで160m程度離れているため敷地境界上の最大値は24dB程度となり、計画地外に影響を及ぼすことはないと考えられることから、準備書時と同様に、単独での予測は行わないこととした。	p. 1. 4. 2-27	p. 1. 4. 2-27
	⑧評価結果		p. 1. 4. 2-32	p. 1. 4. 2-32
3 振動 3.2 予測及び評価の結果	(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 ⑧評価結果	知事意見を踏まえ、計画地及びその周辺の振動の現況が振動感覚閾値を大きく下回っている地域であるという認識を明記した上で、現況からの変化の程度を踏まえながら、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施し、事業による環境影響の低減に努めるといった姿勢を示した。	p. 1. 4. 3-14	p. 1. 4. 3-14
	(2) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 ⑧評価結果		p. 1. 4. 3-21	p. 1. 4. 3-21
	(3) パワーコンディショナ等の稼働に伴う振動 ⑧評価結果		p. 1. 4. 3-26	p. 1. 4. 3-26

表-2(4) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
4 低周波音 4.2 予測及び評価の結果	(1) パワーコンディショナ等の稼働に伴う低周波音 ③予測方法	パワーコンディショナ等の低周波音の音源条件について、事業計画の進捗に伴い、二次変圧器（1台設置）のA特性パワーレベルが準備書時の51dB程度から評価書時に76dB程度となったが、最も近い敷地境界まで160m程度離れているため敷地境界上の最大値は24dB程度となり、計画地外に影響を及ぼすことはないと考えられる。低周波音も同様の傾向であると考えられることから、準備書時と同様に、単独での予測は行わないこととした。	p. 1. 4. 4-7	p. 1. 4. 4-7
	⑧評価結果	知事意見を踏まえ、計画地及びその周辺の低周波音の現況が環境保全目標とした各種指標値を大きく下回っている地域であるという認識を明記した上で、現況からの変化の程度を踏まえながら、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施し、事業による環境影響の低減に努めるという姿勢を示した。	p. 1. 4. 4-14	p. 1. 4. 4-14
5 水質 5.2 予測及び評価の結果	(2) コンクリート工事によるアルカリ排水	事業計画の進捗に伴い、架台の杭の設置工事については、キャストイン工法（鋼管杭挿入後にモルタルを充填する工法）から回転圧入工法（スクリュー杭を直接打ち込む工法）を基本としたうえ、グラウンドスクリュー杭砕石置換工法を限定的に採用する計画に変更したため、キャストイン工法の場合のモルタル工事は行わないこととなった。このため、当該モルタル工事に伴うアルカリ排水の予測及び評価に係る記述を削除した。	p. 1. 4. 5-45～48	p. 1. 4. 5-45～48
	(3) 工作物（溶融亜鉛メッキを塗布した架台、架台の杭）の腐食により溶出する可能性のある亜鉛	事業計画の進捗に伴い、架台の杭の設置工事については、キャストイン工法（鋼管杭挿入後にモルタルを充填する工法）から回転圧入工法（スクリュー杭を直接打ち込む工法）を基本としたうえ、グラウンドスクリュー杭砕石置換工法を限定的に採用する計画に変更したため、回転圧入工法による溶融亜鉛メッキを塗布した杭の腐食により亜鉛が溶出する可能性を踏まえて、予測を見直した。	p. 1. 4. 5-49	p. 1. 4. 5-49

表-2(5) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
6 水象 6.2 予測及び評価の結果	(1) 工事中における土地造成（切土・盛土）、樹木の伐採及び掘削に伴う河川流量、地下水位、利水及び水面利用等への影響	知事意見を踏まえ、河川流量への影響については、表流水と地下水の予測結果を分けて記載した。	p. 1. 4. 6-37	p. 1. 4. 6-37
	(2) 存在・供用時における地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在及び緑化に伴う河川流量、地下水位、利水及び水面利用等への影響		p. 1. 4. 6-42～43	p. 1. 4. 6-42～43
8 地形・地質 8.2 予測及び評価の結果	(1) 工事中における土地造成（切土・盛土）、樹木の伐採及び掘削に伴う地形、地質、土地の安定性への影響	知事意見を踏まえ、盛土斜面の安定性を確保する方策、調整池周りの地下水位等を考慮した調整池機能を確保する方策等について、設計施工や維持管理の面から環境保全措置として具体的に追記した。	p. 1. 4. 8-33	p. 1. 4. 8-34

表-2(6) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
9 植物 9.2 予測及び評価の結果	(1) 工事中における運搬、土地造成(切土・盛土)、樹木の伐採、掘削に伴う植物への影響	オニヒョウタンボク的环境保全措置については、「若齢個体の移植だけでは、移植先で個体を更新できるか分からないため、繁殖可能な成木の移植も検討すること」という知事意見をいただいた。 この主旨を踏まえ、佐久市で進められている「新クリーンセンター建設事業」（佐久市・北佐久郡環境施設組合）の事後調査において、顕著に生残率が低い結果を示しており個体群の更新に寄与する可能性が低い「挿し木、播種・育苗」をやめ、「活力度が高い樹高1m程度の稚樹を中心に、可能な限り成木も移植することで、移植先における定着と萌芽能力に期待する方針」を進めることとし、環境保全措置の方針を修正した。	p. 1. 4. 9-53, 58, 69, 70, 71	p. 1. 4. 9-53, 58, 69, 70, 71
		知事意見を踏まえ、オニヒョウタンボクについては、若齢個体の移植だけではなく、活力度が高い樹高1m程度の稚樹を中心に、可能な限り成木も移植する方針とした。なお、現時点でハナヒョウタンボクは確認されていないが、移植作業中に、ハナヒョウタンボクが確認された場合は移植対象とする方針とした。	p. 1. 4. 9-69	p. 1. 4. 9-69

表-2(7) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
10 動物 10.2 予測及び評価の結果	(1) 工事中における運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削に伴う動物への影響	知事意見を踏まえ、希少なコウモリ類（コテングコウモリ）については、土地利用・造成上の配慮の効果を確保するため、事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することとした。希少な昆虫類（ミズスマシ）については、改変域の小水路で成虫が確認された場合は、移設を検討することとした。 また、希少なチョウ・ガ類の食草が確認されているため、改変前に調査を行い、改変域の食草で幼虫等が確認された場合には、改変の影響を受けない周辺の食草への移設を検討することとした。	p. 1. 4. 10-61, 65, 66, 67, 72, 73	p. 1. 4. 10-61, 65, 66, 67, 72, 73
11 生態系 11.1 調査	(5) 調査結果	ニッコウイワナは放流魚であるものの、遡上することから河川の連続性の指標となると考えられることから、本種を「生態系における典型種」として追加選定し、予測・評価を行うこととし、調査結果にも反映した。	p. 1. 4. 11-4, 7, 10, 12, 15	p. 1. 4. 11-4, 7, 10, 12, 15,
11.2 予測及び評価の結果	(1) 工事中における運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削に伴う生態系への影響	知事意見を踏まえ、希少なチョウ・ガ類の食草が確認されているため、生態系における特殊性の指標種として選定した草地性チョウ類については、改変前に調査を行い、改変域の食草で幼虫等が確認された場合には、改変の影響を受けない周辺の食草への移設を検討することとした。	p. 1. 4. 11-27, 32, 33, 40	p. 1. 4. 11-27, 32, 33, 40
		知事意見を踏まえ、希少なチョウ・ガ類の食草が確認されているため、生態系における特殊性の指標種として選定した草地性チョウ類については、改変前に調査を行い、改変域の食草で幼虫等が確認された場合には、改変の影響を受けない周辺の食草への移設を検討することとした。	p. 1. 4. 11-30, 33, 34	p. 1. 4. 11-30, 33, 34
		知事意見を踏まえ、土地の改変に伴い、ガビチョウやアライグマ等の侵略的な外来動物の生育域が拡大し、生態系や農作物への影響が懸念されることから、計画地及びその周辺における生息状況について事後調査を実施し、必要に応じてその生息範囲が拡大しないよう追加の環境保全措置を検討することとした。	p. 1. 4. 11-46	p. 1. 4. 11-46

表-2(8) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
12 景観 12.1 予測及び評価の結果	(1) 工事に伴う景観資源及び構成要素の変化の程度又は消滅の有無、並びに主要な眺望景観の変化の程度	知事意見を踏まえ、計画地南側に隣接する上信越自動車道沿いに設置するNo.1・No.3調整池の築造に伴い、太陽光パネル用地が視認されることが予想される範囲については、No.1・No.3調整池の北側に「景観保全森林（樹林を残したうえ、下層がまばらなところに地域個体の低木を植栽し、遮へい効果を高めた部分）」を確保することとし、その効果を含めて予測・評価を行った。	p.1.4.12-12, 21, 22, 24, 25	p.1.4.12-12, 21, 22, 24, 25
	(2) 存在・供用に伴う景観資源及び構成要素の変化の程度又は消滅の有無、並びに主要な眺望景観の変化の程度		p.1.4.12-27, 37, 38, 40, 41	p.1.4.12-27, 37, 38, 40, 41
15 廃棄物等 15.1 予測及び評価の結果	(2) 工事中の廃棄物等の発生量及びリサイクル等の状況（伐採木、建設に伴う産業廃棄物）	景観保全森林の確保に伴い、伐採範囲が減少するため、伐採木量及び再資源化量（チップ敷き均し面積を含む）を見直した。	p.1.4.15-7, 10	p.1.4.15-7, 10
	(3) 供用後の廃棄物等の発生量及びリサイクル等の状況（交換による太陽光パネル等、調整池から発生する浚渫土砂）	事業計画の進捗に伴い、架台の杭の設置工事については、キャストイン工法（鋼管杭挿入後にモルタルを充填する工法）から回転圧入工法（スクリュー杭を直接打ち込む工法）を基本としたうえ、グラウンドスクリュー杭砕石置換工法を限定的に採用する計画に変更したため、キャストイン工法を採用する場合に想定していた杭の交換に伴うモルタルを廃棄対象から除いた。	p.1.4.15-7, 15	p.1.4.15-7, 15
16 温室効果ガス等 16.1 予測及び評価の結果	(1) 温室効果ガスの排出量（工事中）	景観保全森林の確保に伴い、伐採範囲が減少するため、伐採木量及びCO ₂ 排出量等を見直した。	p.1.4.16-3, 5, 6	p.1.4.16-3, 5, 6
	(2) 温室効果ガスの排出量（存在・供用時）	上記を踏まえ、工事中及び存在・供用による温室効果ガス等の排出量（事業実施によるCO ₂ の収支）を見直した。	p.1.4.16-13	p.1.4.16-13
17 その他の環境要素（電波障害） 17.1 調査	(5) 調査結果	住民等の意見を踏まえ、AMラジオ放送については、NHK東京第一・第二放送も受信可能エリアとなっているため、当該情報を追記した。	p.1.4.17-3	p.1.4.17-3
18 その他の環境要素 18.2 予測及び評価の結果	(1) 太陽光パネルによる反射光の影響の程度	景観保全森林の確保を考慮し、予測・評価を行った。	p.1.4.18-6, 7, 9, 10, 11, 12	p.1.4.18-6, 7, 9, 10, 11, 12

表-2(9) 準備書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	準備書 頁	評価書 頁
第6章 事後調査計画				
2 事後調査 計画 2.6 動物	(1) 工事中	<p>知事意見を踏まえ、希少なコウモリ類（コテングコウモリ）や昆虫類（ゲンジボタル、ヘイケボタル、ミズスマシ）については、土地利用・造成上の配慮の効果を確認するため、事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することとした。</p> <p>また、希少なチョウ・ガ類の食草が確認されているため、改変前に調査を行い、改変域の食草で幼虫等が確認され、移設を行う場合には、事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することとした。</p>	p. 1. 6-33	p. 1. 6-33 ～34
	(2) 存在・供用時	<p>知事意見を踏まえ、希少なコウモリ類（コテングコウモリ）や昆虫類（ゲンジボタル、ヘイケボタル、ミズスマシ）については、土地利用・造成上の配慮の効果を確認するため、事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することとした。</p> <p>また、シカ等大型哺乳類の調査では、アライグマ等の侵略的な外来動物の生息状況も把握することとし、鳥類の調査では、ガビチョウ等の侵略的な外来動物の生息状況も把握することとした。</p>	p. 1. 6-34	p. 1. 6-35 ～36